座長・演者の先生へのご案内

❑ 座長の先生へ

1. セッション開始30分前までに総合受付にて受付をお済ませになり、開始15分前までに次座長席にお付きください。
2. プログラムの円滑な進行のため、時間厳守で定刻通りの進行にご協力ください。
3. ポスターセッション座長の先生方は、相当セッション開始の10分前までに、会場前ポスター受付にお越し頂き、座長受付を済ませてください。

❑ 口演発表の先生へ

1. シンポジウムの先生は、スライド作成は英語でお願いします。また、その他の演者の先生もできる限り英文スライドをご準備ください。口述は日本語、英語のいずれでも結構です。
2. 講演の発表形式は、PCプレゼンテーションに限定いたします。それ以外の形式（スライド、ビデオなど）には対応いたしません。詳細については、《発表データについて》をご覧ください。
3. 学会当日の講演会場に設置される機材のプロジェクター解像度は、1024×768ドットで、1面映写です。
4. 発表は、各会場の演題に設置した液晶モニターをご覧いただきながら、キーボード（発表者ツールのご使用はできません。）とマウスを演者の先生御自身で操作しながら進めてください。PC本体を持ち込みいただいた場合でも、PC本体は演台には乗りません。
5. 発表データは、メディア（CD-R/USBフラッシュメモリ）でご準備ください。
6. 発表時間は次の通りです。座長の指示に従って時間厳守での発表をお願いいたします。

   《発表・討論時間》

   小池賞・JPIC賞候補演題.....発表7分・討論3分
   会長要望演題 .....発表6分・討論4分
   一般演題 .....発表5分・討論3分
   ポスター .....発表4分・討論3分
   シンポジウム .....発表7分・個別討論2分・総合討論15-20分

7. 発表データの受付（および試写）の場所及び時間は、次の通りです。

   受付場所：エントランスホール

   受付時間：1月24日(木) 12：30～18：00
   1月25日(金)　8：30～18：00
   1月26日(土)　8：30～16：20

   ※発表の30分前までに、PC受付にて受付及び試写を行ってください。
   なお、PC受付での発表データの修正はできません。

8. 演者は、発表の15分前までに次演者席にて待機してください。

❑ 発表データについて

1. プレゼンテーションソフトは、Windows PowerPoint (2010, 2013, 2016) Macintosh PowerPoint (2011, 2016) です。
2. フォントは文字化けを防ぐため、標準フォントを使用ください。
3. 発表データをCD-Rにコピーする際は、ファイナライズセッションのクローズ・使用したCDのセッションを閉じる作業を必ず行ってください。この作業が行われなかった場合、データを作成したPC以外でデータを開くことができなくなり、発表が不可能になります。
4. また、CD-Rはご自身のPC以外でも、文字化けがないか、正常にデータを読み込めるかどうかを確認してください。
5. お持ちのメディアには、当日発表されるデータ以外は入れないようにしてください。
6. 必ず事前にウイルスチェックを行ってください。
7. お預かりしたメディアは、データ受付終了後、その場で返却いたします。また、お預かりした発表データは、本学会終了後、責任を持って消去いたします。

❑ ポスター発表の先生へ

1. ポスター会場は、ロイヤルパインズホテル浦和 21F「スカイバンケットホール」となります。
2. ポスター発表時間、貼り付け時間及び撤去時間

日にち	貼付時間	発表時間	撤去時間
1月24日 (金)	13：00〜14：00	18：20〜19：20	19：30〜20：00

※撤去時間が過ぎても撤去されなかったポスターは、運営事務局にて処分させていただきますので、ご了承ください。

3. 座長・演者の先生は所定の時間に担当のポスター前にお集まりください。
発表時間4分・討論時間3分と短くなっていますので、円滑な進行にご協力ください。
4. ポスターのサイズと様式 (右図参照)
演題番号は、運営事務局にてご用意いたします。
「演題名・所属・演者名」は、各自ご用意ください。
画鋲などは、ポスター会場にご用意しております。
5. ポスター賞について
各セッションごとに優秀ポスター賞がございます。

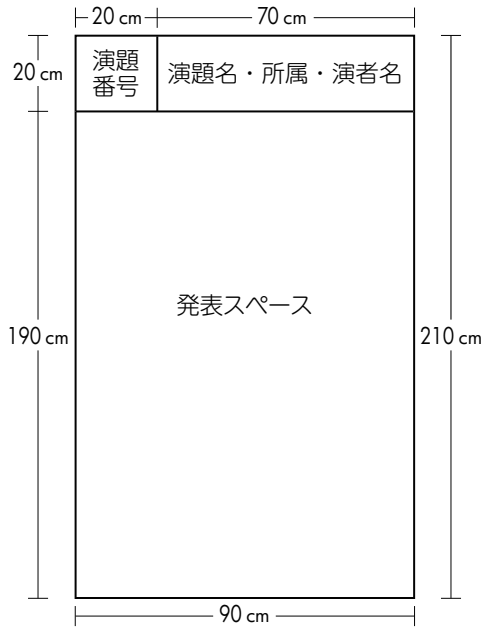

第30回JPIC学会学術集会における
利益相反（COI）事項申告について

以下に抜粋する日本小児循環器学会のCOI指針に従って下さい。

第1条（本学会講演会などにおけるCOI事項の申告）

第1項

会員，非会員の別を問わず発表者は本学会が主催する講演会（年次総会・講演会，教育講演会），市民公開講座，支部主催学術講演会（地方会等）などで医学研究に関する発表・講演を行う場合，筆頭発表者は，配偶者，一親等の親族，生計を共にする者も含めて，今回の演題発表に関連する企業や営利を目的とした団体との経済的な関係について演題応募前3年間におけるCOI状態の有無を開示しなければならない。筆頭発表者は発表スライドの最初（または演題・発表者などを紹介するスライドの次）あるいはポスターの最後に所定の様式1により開示するものとする．本会年次総会学術集会においては、抄録登録時においても様式2に準じてホームページ上で自己申告しなければならない．

第2項

「医学研究に関連する企業・法人組織，営利を目的とする団体」とは，医学研究に関し次のような関係をもった企業・組織や団体とする．

①医学研究を依頼し，または，共同で行った関係（有償無償を問わない）

②医学研究において評価される療法・薬剤，機器などに関連して特許権などの権利を共有している関係

③医学研究において使用される薬剤・機材などを無償もしくは特に有利な価格で提供している関係

④医学研究について研究助成・寄付などをしている関係

⑤医学研究において未承認の医薬品や医療器機などを提供している関係

⑥寄付講座などのスポンサーとなっている関係

第3項

「医学研究」とは，生命科学研究や基礎医学研究から人間を対象とする臨床医学研究（個人を特定できる人体由来の材料および個人を特定できるデータに関する研究を含む），臨床試験、社会医学研究までと定義する。

第2条（COI自己申告の基準について）

COI自己申告が必要な金額は，以下のごとく，各々の開示すべき事項について基準を定めるものとする．

①医学研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とした団体（以下，企業・組織や団体という）の役員，顧問職については，1つの企業・組織や団体からの報酬額が年間100万円以上とする．

②株式の保有については，1つの企業についての1 年間の株式による利益（配当，売却益の総和）が100万円以上の場合，あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合とする．

③企業・組織や団体からの特許権使用料については，1つの権利使用料が年間100万円以上とする．

④企業・組織や団体から，会議の出席（発表）に対し，研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については，一つの企業・団体からの年間の講演料が合計50万円以上とする．

⑤企業・組織や団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については，1つの企業・組織や団体からの年間の原稿料が合計50万円以上とする．

⑥企業・組織や団体が提供する研究費については，一つの企業・団体から医学研究（受託研究費，共同研究費など）に対して支払われた総額が年間100万円以上とする．

⑦企業・組織や団体が提供する奨学（奨励）寄付金については，1つの企業・組織や団体から，申告者個人または申告者が所属する部局（講座・分野）あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間100万円以上の場合とする．

⑧企業・組織や団体が提供する寄付講座に申告者らが所属している場合とする．

⑨その他，研究とは直接無関係な旅行，贈答品などの提供については，1つの企業・組織や団体から受けた総額が年間5 万円以上とする．

但し，⑥，⑦については，筆頭発表者個人か，筆頭発表者が所属する部局（講座，分野）あるいは研究室などへ研究成果の発表に関連し，開示すべきCOI関係にある企業や団体などからの研究経費，奨学寄付金などの提供があった場合に申告する必要がある．

上記の申告すべき項目のなかで，企業・法人組織・団体からの奨学寄付金の受け入れ先は，機関の長（学長か病院長）と講座・分野の長と大きく2つに分かれている．前者の場合，研究者個人との関わりはないと判断されがちだが，企業・法人組織・団体から機関の長を経由した形で奨学寄付金が発表者個人か，発表者が所属する部局（講座，分野）あるいは研究室へ配分されている場合にはその額を申告する必要がある．

次に，疑義が出やすい申告項目としては，企業からの寄付金などを非営利法人（例，NPO）や公益法人（例，財団）を介しての資金援助（受託研究費，研究助成費）が該当するが，同様に自己申告する必要がある．資金援助金が高額であればあるほど研究成果の客観性や公平性が損なわれている印象を第三者に与えやすいことから，社会からの疑念や疑義が生じないようにするためにも関連企業からの研究支援が間接的にあると想定される場合には自らCOI自己申告をしておくことが望ましい．